

スターツ総合研修センター 利用約款

□当センターが示す範囲は、敷地内及び建物を指します。

第1条 適用範囲

- 1 当センターが利用者との間で締結する利用契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款にない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとし、
- 2 当センターが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとし、

第2条 予約規定

- 1 仮押さえの場合、受付日より1週間以内に連絡をいただくものとします。
1週間以内に連絡がない場合は、キャンセルとします。
仮押さえ期間中はキャンセル料はかかりません。
ただし、利用日まで1ヶ月を切った仮押さえはできません。
- 2 本予約の場合、利用1ヶ月前からキャンセル規定の適用となります。
なおキャンセル料等につきましては、別紙キャンセル規定を必ずご確認ください。

第3条 利用の申込みと契約の成立

- 1 当センターを利用申し込みの際は、次の事項をお申し出いただきます。
 - (1)利用者名(団体名)及び代表者名、所在地、連絡先
 - (2)利用日及び利用時間
 - (3)利用目的
 - (4)その他当センターが必要と認める事項
- 2 当センターと利用者との間での利用契約(予約契約を含む)は、当センターが前項の申込を承諾したときに成立するものとします。
- 3 前項の契約が成立した後、当センターからお送りする利用申込書、本約款、利用規則及びキャンセル規定をよくご確認ください、利用者はすみやかに所定事項を利用申込書にご記入のうえ、返送期日までに当センターへご提出いただかなければなりません。当該期日までにご返送いただけない場合には、当該期日の経過をもって当然に利用契約はその効力を失うものとし、

第4条 契約締結の拒絶

- 1 当センターは、次にあげる場合において利用契約の締結に応じないことがあります。
 - (1)利用の申込みが、この約款及び当センターの基準によらないとき。

- (2)満室(員)により、客室並びにその他施設に余裕がないとき。
- (3)利用者が、利用に関し法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4)利用者が明らかに感染症又は伝染病の疑いが認められるとき。
- (5)施設の故障、天災、その他やむを得ない事由により利用することができないとき。
- (6)利用者が泥酔状態で、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき、あるいは他の利用者に著しく迷惑を及ぼしたとき。
- (7)利用者が次の①から⑥に該当するとき。
 - ①暴力団、暴力団関係企業(団体)、総会屋、過激行動団体、その他反社会的勢力もしくはこれらに準じる者(以下「反社会的勢力等」といいます。)または反社会的勢力等の関係者であるとき。
 - ②反社会的勢力等又は反社会的勢力等の関係者が事業活動を支配する法人、その他の団体団体であるとき。
 - ③法人(団体)でその役員、従業員、関係者等のうちに反社会的勢力等の関係者があるとき。
 - ④反社会的勢力等に自己の名義を利用させる者であるとき。
 - ⑤当センターの他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をする恐れがあると認められるとき。あるいは、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - ⑥当センター又は当センター従業員等に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。

第5条 利用者の契約締結の解除

- 1 利用者は、当センターへの申し出により利用契約を解除することができるものとします。
- 2 前項により利用者が利用契約の全部又は一部を解除した場合、当センターは利用者に対して、別紙キャンセル規定に基づいてキャンセル料を申し受けます。

第6条 当センターの契約締結の解除

- 1 当センターは、次に掲げる場合においては契約を解除することがあります。
 - (1)利用者が、利用に関し法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2)利用者が明らかに感染症又は伝染病の疑いが認められるとき。
 - (3)施設の故障、天災その他やむを得ない事由により利用することができないとき。
 - (4)利用者が泥酔状態で、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき、あるいは他の利用者に著しく迷惑を及ぼしたとき。
 - (5)予約者と連絡が取れなくなったとき。
 - (6)利用者が本約款及び利用規則その他当センターが定める規約を遵守いただけないとき。
 - (7)利用者が次の①から⑥に該当するとき。

- ①暴力団、暴力団関係企業(団体)、総会屋、過激行動団体、その他反社会的勢力もしくはこれらに準じる者(以下「反社会的勢力等」といいます。)または反社会的勢力等の関係者であるとき。
- ②反社会的勢力等又は反社会的勢力等の関係者が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
- ③法人(団体)でその役員、従業員、関係者等のうちに反社会的勢力等の関係者があるとき。
- ④反社会的勢力等に自己の名義を利用させる者であるとき。
- ⑤当センターの他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をする恐れがあると認められるとき。
あるいは、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- ⑥当センター又は当センター従業員等に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。

第7条 利用の登録(チェックイン)

- 1 利用者は、利用当日当センターのフロントにおいて次の事項を記載していただきます。
 - (1)会社名(団体名)及び代表者名、所在地、連絡先
 - (2)日本国内に住所を有しない外国人が個人で宿泊を希望する場合、日本人の申込みが必要となります。
 - (3)入退館日及び入退館予定時刻
 - (4)その他、当センターが必要と認める事項

第8条 客室の使用時間

- 1 利用者が当センターの客室を使用できる時間は、16時から翌日10時迄とします。
但し、連続した日で利用する場合においては、到着日、出発日を除き終日利用できるものとします。

第9条 利用規則の順守

- 1 利用者は、当センター内においては当センターの定める利用規則に従っていただきます。

第10条 営業時間等

- 1 当センター施設の営業時間は次の通りとします。
 - (1)レストラン

朝食	7時から8時30分まで
昼食	11時30分から14時まで
夕食	18時から21時まで
 - (2)浴場 大浴場 17時から24時、翌朝6時から8時
小浴場 17時から24時、翌朝6時から8時
 - (3)門限 23時

当センターは23時に施錠し、翌朝6時に開錠いたします。

その間は原則当センターへの入退はできません。

(4) ルームサービス

原則としてルームサービスはいたしません。

(5) レストランご利用時間は臨時に変更する場合があります。

第11条 料金の支払い方法

- 1 第3条2項により利用契約が成立したときは、当センターが定める利用料金等を、当センターが指定する日までに、日本円でお支払いいただきます。クレジットカードでのお支払いはできかねます。
なお、団体その他複数名でのご予約・ご利用の場合、代表者に全員分をお支払いいただくものとし、個人での支払いには応じかねます。
- 2 事前に郵送する請求書もしくは同書に同封されている書類に記載された期日までに、料金全額を一括でお振込み下さい。
なお、振込手数料は利用者の負担となります。
- 3 前項の期日までにお支払いいただけない場合は、当該期日の経過をもって当然に利用契約はその効力を失うものとします。
この場合には、利用者による解除と同視して、キャンセル規定に基づきキャンセル料を申し受けます。
- 4 ご利用当日に発生した追加料金については、当日現金にて一括でお支払いいただきます。
- 5 当センターが、利用者に施設、備品等を提供し、使用可能となったのち、利用者が任意に利用しなかった場合においても利用料金は申し受けます。

第12条 宿泊の責任

- 1 当センターの責に帰すべき事由により、宿泊されるお客様に客室の提供ができなくなった時、天災、その他の事由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋いたします。

第13条 当センターの責任

- 1 当センターは、契約及びこれに関する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により利用者へ損害を与えた時はその損害を賠償します。但し、それが天災等、当センターの責に帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。

第14条 予約の受付

- 1 宿泊研修、運動会等のイベント利用者の予約は、1年前から承ります。
- 2 宿泊を伴うスポーツ利用者の予約は、6ヶ月前から承ります。
- 3 日帰り研修・スポーツ(グラウンド、体育館利用)利用者の予約は、3ヶ月前から承ります。
- 4 日帰りのテニスコート、パーティー、ご宿泊のみ、食事のみの予約は、1ヶ月前から承ります。

第15条 宿泊等

- 1 当センターにおいて、サービス料はかかりません。なお消費税は別途とし、税法が改訂された場合には、その改訂された規定によるものとします。

- 2 食事は予約制となります。
- 3 飲食物のお持込は原則お断りしております。
- 4 その他、当センターが定めた利用規則に従っていただきます。

第16条 駐車の責任

- 1 利用者が当センターの駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当センターは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当センターの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第17条 利用者の責任

- 1 利用者の故意又は過失により当センターが被害を被ったときは、当該利用者は当センターに対しその損害を賠償していただきます。